

滋賀県県庁舎等のあり方検討に係る基礎調査業務に関する質問への回答

番号	該当書類	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	4 参加資格 (1)の(オ)	業務の実績は「契約締結日にかかわらず、…、あり方検討、基本構想、基本計画・基本設計等の策定に関する業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること。」とありますが、基本計画のみまたは基本設計のみでも参加資格があると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
2	実施要領	4 参加資格 (1)の(オ)	業務の実績は「契約締結日にかかわらず、…、あり方検討、基本構想、基本計画・基本設計等の策定に関する業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること。」とありますが、同一の建物で基本計画と基本設計と別々の契約として実績がある場合、それぞれについて参加資格があると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
3	企画提案書等作成要領	1 提出書類 (6)社会政策推進関係資料	共同企業体による参加の場合は構成員ごとに提出すると考えてよろしいでしょうか。	実施要領別紙2のとおり、共同企業体(JV)として企画提案を行う場合、当該共同企業体のいずれかの構成員が該当すれば評価するので、該当する構成員のみ提出してください。
4	企画提案書等作成要領	2 作成要領 (1)企画提案書の記載項目と記載内容および留意事項の表 1 同種または類似業務の実績(様式4)	【同種業務】及び【類似業務】に「1棟の延べ面積が…、あり方検討、基本構想、基本計画・基本設計等の策定に関する業務」とありますが、基本計画のみまたは基本設計のみでも同種業務または類似業務であると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり。

5	企画提案書等作成要領	2 作成要領 (1)企画提案書の記載項目と記載内容および留意事項の表 1 同種または類似業務の実績(様式4)	【同種業務】及び【類似業務】に「1棟の延べ面積が・・・、あり方検討、基本構想、基本計画・基本設計等の策定に関する業務」とありますが、同一の建物で基本計画と基本設計と別々の契約として実績がある場合、それぞれについて同種業務または類似業務であると考えてよろしいでしょうか。	同一の建物におけるあり方検討、基本構想、基本計画・基本設計等の策定に関する業務については、別々の契約がある場合でも同種・類似業務の実績は1件として評価します。
6	企画提案書等作成要領	2 作成要領 (1)企画提案書の記載項目と記載内容および留意事項の表 3 配置予定者(様式6)	配置予定者は①予定統括担当者②予定業務担当者の2名において記載するのでしょうか。	貴見のとおり。
7	企画提案書等作成要領	2 作成要領 (2)見積書	共同企業体による参加の場合は共同企業体名を記したうえで、代表構成員の所在地、称号または名称、代表者職・氏名の記名、押印でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
8	委託仕様書	5 業務内容 (3)劣化状況、建物の性能等の調査(現地調査を含む) (ア)各庁舎の劣化状況の調査	各庁舎の劣化状況の調査について、[建築]、[建築設備]における参考資料を開示いただけますでしょうか。	滋賀県庁にて閲覧可能です。閲覧資料は紙資料です。閲覧を希望する場合は、以下を確認ください。 ・閲覧期限 令和7年(2025年)6月3日(火) ・閲覧時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。) ・閲覧方法 電子メール本文に必要事項(閲覧者の所属・氏名・連絡先、希望日時、閲覧希望資料名)を記載の上、実施要領15記載の問合せ先に送信し、送信後に電話で受信確認の連絡をしてください。閲覧日当日は、財政課財産活用推進室(県庁本館1階)にお越しください。場合によっては、希望日時の変更をお願いすることがあります。

9	様式3-1: 正本用	称号又は名 称および代表 者職・氏名	共同企業体による参加の場合は共 同企業体名を記したうえで、代表構 成員の所在地、称号または名称、代 表者職・氏名の記名、押印でよろし いでしょうか。	貴見のとおり。
10	企画提案 書等作成 要領	2 作成要領 (1)企画提案 書	文字サイズ10.5ポイント以上と記載 されていますが、図表中の文字はこ の限りではないと考えてよろしいで しょうか。	貴見のとおり。
11	企画提案 書等作成 要領	2 作成要領 (1)企画提案 書の記載項 目と記載内容 および留意事 項の表 4 業務スケ ジュールにつ いて(任意様 式)	業務スケジュール(任意様式)は、 A3判でもよろしいでしょうか。(A4 判では文字が小さくなり過ぎるた め)	A3判も可とします。
12	実施要領	4 参加資格	本業務において調査対象となる建 物等(委託仕様書P.2「4 調査対 象」の建物等)が、将来建替え又は 改修等を行う場合、本委託業務を受 託した会社が関係者とみなされ、当 該建替え又は改修等の計画策定や 設計におけるコンサルタント募集や 設計者選定への参加資格を失うこと は無いとの理解で良いでしょうか。	貴見のとおり。
13	実施要領	4 参加資格	単体企業としてプロポーザルに参加 し、本委託業務を受託した場合、業 務の一部(「劣化状況の調査」等を 想定)を外部の協力会社に再委託す ることは可能でしょうか。	県の承認を受けた場合は再委託が可 能です。再委託を行う場合は、業務委 託契約書に則り、必要な手続きを経 てください。
14	実施要領	11 審査およ び契約予定 者の決定方 法 (3)審査会 (プレゼンテ ーション)	プレゼンテーションは、提出資料をス クリーン等に投影し説明することは 可能でしょうか。その場合、スクリー ンやプロジェクター等の機材はプレ ゼンテーション会場にあるものを利用 することは可能でしょうか。	プレゼンテーションは、紙面のみで行 ってください。

15	企画提案書等作成要領	2 作成要領 (1)企画提案書の記載項目と記載内容および留意事項の表 3 配置予定者(様式6)	「同種または類似業務の実績(様式4)」に記載した業務の担当実績がある場合は、業務経歴等欄に必ず記載すること。」と記載がありますが、様式4の記載業務に従事していない場合は、他の実績を記載するという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。
16	企画提案書等作成要領	2 作成要領 (1)企画提案書	企画提案書はホッチキス止めと記載がありますが、正本については、提出書類(1)～(6)全てをまとめてホッチキス止めするという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。 ホッチキス止めのほかクリップ止め等でも構いません。
17	審査基準	審査基準	見積額は年度別に作成することとなっておりますが、経済性の審査は、年度ごとで行うのか、全体金額で行うのかどちらでしょうか。	全体金額です。
18	委託仕様書	5 業務内容 (3)劣化状況、建物性能等の調査(現地調査を含む) (ア)各庁舎の劣化状況の調査	本文に記載する「外壁状況を打診(必要に応じて触指、目視等)により調査を実施し」は、「外壁状況を触指、目視(必要に応じて打診等)により調査を実施し」だと思われそうですが、外壁状況の調査は、各庁舎の外壁全体を地上から目視及び触指により確認し、必要に応じて打診棒による確認を行う理解で宜しいでしょうか。また、外壁赤外線調査や足場設置、ロープブランコによる確認は行わず、業務費には含めない理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。 ただし、企画提案書における提案内容を妨げるものではありません。
19	企画提案書等作成要領	2 作成要領 (1)企画提案書の記載項目と記載内容および留意事項の表 3 配置予定者(様式6)	業務実施体制の担当者のうち「様式6」の作成は、統括担当者と業務担当者の2名のみの作成と認識してよろしいでしょうか。	貴見のとおり。